

# 社会福祉法人慶照学園役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶照学園(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会委員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

## (勤務報酬の支給)

第3条 理事長には、理事長決済業務、その他別表1による業務執行のための出勤の対価として報酬を支給する。ただし、第2項による報酬並びに第4条による会議への出席報酬は支給しない。

2 理事には、業務執行のための出勤の対価として、勤務実態に応じて別表1により報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

3 監事には、監査に係る職務執行の対価として、別表1により報酬を支給する。

4 評議員、評議員選任・解任委員会委員には、勤務報酬を支給しない。

## (出席報酬の支給)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会(以下「会議等」という。)に出席したときは、別表2によりその報酬を支給する。

2 その他、理事長が必要と認めた者が会議等に出席したときは、別表2によりその報酬を支給する。

## (報酬の額の決定)

第5条 全理事の報酬総額は、年間90万円以内とする。

2 全監事の報酬総額は、年間14万円以内とする。

3 全評議員の報酬総額は、年間14万円以内とする。

4 全評議員選任・解任委員会委員の報酬総額は、年間6万円以内とする。

#### (報酬の支給日)

第6条 理事長報酬及び監事の勤務報酬は、年度末に支払うものとする。

2 理事の勤務報酬は、業務執行の当日又は業務執行の属する月の20日(ただし、21日以降は翌月20日、尚当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日)に支払うものとする。

3 役員等の出席報酬は、会議への出席の都度支払うものとする。

#### (報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

#### (費用弁償)

第8条 役員等が、法人業務等のため島外に出張する場合は、社会福祉法人旅費規程に準じて出張旅費を支給することができる。

#### (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

1 この規程は令和元年6月21日から施行する。

2 社会福祉法人慶照学園役員等報酬及び費用弁償規程(平成24年3月13日施行)は廃止する。

3 社会福祉法人慶照学園役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程(平成29年6月16日施行)は廃止する。

別表1 役員の勤務報酬(第3条第1項、2項及び3項関係)

役職名	職務の内容	報酬額	備考
理事長	理事長決済業務、事業計画、予算の立案、事業報告、決算の確認、通常の会計並びに運営状況の確認、その他施設における行事及び事故・災害防止等に係る決済等の業務執行による出勤	600,000円 以内とする	運営状況を勘案し、年俸として一事業年度につき年度末支給
理事	法人及び施設業務のための出勤	8,000円	日給 職務執行の当日又は職務執行の属する月の20日(ただし、21日以降は翌月20日)支給
監事	監事監査指導報酬	20,000円	一事業年度につき、1人一律年度末支給

別表2 役員等の出席報酬(第4条第1項及び2項関係)

役職名	会議等の種類	報酬額	備考
理事・監事・評議員	理事会・評議員会	5,000円	会議への出席の都度支給
評議員選任・解任委員会委員	評議員選任・解任委員会	5,000円	会議への出席の都度支給
役員	行政庁指導監査立会	5,000円	会議への出席の都度支給
役員等	その他の会議	5,000円	理事会、評議員会等に於いて理事長、理事、評議員の要請により、他の委員の出席を求められ出席した場合 会議等への出席の都度支給
役員	管内出張	5,000円	会議等への出席の都度支給